

株 主 各 位

東京都新宿区四谷四丁目32番4号
株式会社ビットワングループ
代表取締役 高橋秀行

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月29日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月30日(木曜日) 午前10時（受付開始午前9時30分）
 2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館） 5階 穂高の間
 3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第20期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役2名選任の件 |

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ホームページ (<https://www.bitone-g.co.jp>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

1. 連結計算書類の「連結注記表」
2. 計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（アドレス <https://www.bitone-g.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

第20期 事業報告

(自 2018年3月1日)
(至 2019年2月28日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景とした緩やかな回復基調で推移したものの、海外経済の不確実性の高まりや物価上昇等による消費意欲の不安定さなどから景気の先行きは依然として不透明な状況のまま推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、経営資源の集中と財務体質の改善などを図るべく、前連結会計年度より、新規事業として仮想通貨のマイニング事業及び仮想通貨交換所運営事業等からなるフィンテック事業に参入しましたが、仮想通貨の取引量の減少及び市場価額の低迷等の影響からマイニング事業に関しては事業撤退を余儀なくされました。また、仮想通貨交換所運営事業に関しても、当連結会計年度に香港に仮想通貨交換所を開設したことに続き、シンガポールに新規に開設を行いました。マイニング事業と同様、仮想通貨の取引量の減少及び市場価額の低迷等により、いずれの交換所においても当初想定以下の口座開設数・取引額に留まりました。

この結果、当連結会計年度につきましては、売上高618百万円（前年同期比40.1%減）、営業損失480百万円（前年は営業損失187百万円）となりました。経常損益につきましては、経常損失510百万円（前年は経常損失198百万円）となり、また、減損損失638百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失1,111百万円（前年は親会社株主に帰属する当期純損失518百万円）となりました。

セグメント別の売上高は、以下のとおりであります。（セグメントの業績については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて記載しております。）

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

(フィンテック事業)

当社グループは、当連結会計年度より当事業を新たな事業セグメントとして追加いたしました。当事業は、マイニング事業、仮想通貨交換所運営事業及び仮想通貨に関するテクニカルサポート事業等からなりますが、マイニング事業については、

2018年3月より稼働を開始したものの、仮想通貨の取引量の減少及び市場価額の低迷等の影響から、業績が上がらず、2019年1月に事業撤退いたしました。また、仮想通貨交換所運営事業に関しては、2018年6月より香港にて交換所を開設し、同年12月には、シンガポールにおいて交換所の口座開設申込を開始しておりますが、同じく仮想通貨の取引量の減少及び市場価額の低迷等の影響から想定した口座開設数・取引高に至らず、日本で開設を予定していた仮想通貨交換所の開設の予定も取りやめました。香港及びシンガポールにおける仮想通貨交換所のシステム構築費については、当連結会計年度において104百万円（個別会計上は133百万円）全額を研究開発費として費用処理しております。その結果、売上高は17百万円、売上構成比は2.5%となりました。セグメント損失（営業損失）は、417百万円となりました。

（システムソリューション事業）

当事業におきましては、当社グループのフィンテック事業で利用する仮想通貨交換所システムの開発を行ったため、セグメント間の内部売上高は増加しておりますが、受託開発において新規案件の失注や既存顧客からの注文数減少等により外部顧客への売上高は減少しております。その結果、売上高は205百万円（前年同期比14.3%減）、売上構成比は28.7%となりました。セグメント利益（営業利益）は100百万円（前年同期比587.5%増）となりました。

（アイラッシュケア事業）

当事業におきましては、第1四半期連結会計年度において、当社グループの事業ポートフォリオ再構築の一環として、香港子会社であったPlurecil Holdings Limitedの持分を売却し、当社グループの連結対象外するとともに、人事制度や商品仕入れ先の見直し、経費の削減等を行い、より良い品質のまっげエクステサービスの提供を進めてまいりました。その結果、売上高は492百万円（前年同期比28.1%減）、売上構成比は68.8%となりました。セグメント利益（営業利益）は60百万円（前年は営業損失2百万円）となりました。

（2）重要な設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は460百万円であり、その主なものは、株式会社マイニングワンにおける仮想通貨のマイニング設備の新設であります。

(3) 重要な資金調達の状態

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの当連結会計年度（第20期）の業績は、仮想通貨の取引高の減少、市場価値の低迷及び仮想通貨に関する各国の規制の不透明さなどから、フィンテック事業が振るわず、業績が低迷する結果となりました。フィンテック事業に将来性はあると考えられるものの、今後、世界的な仮想通貨を取り巻く環境が急激に改善することは期待できず、フィンテック事業に経営資源を集中しすぎることは、経営リスクが大きいと判断いたしました。その状況を踏まえ、現状を打開するために、来期（第21期）以降は、海外でのフィンテック事業を引き続き継続しつつ、当社が従前より行っていたシステムソリューション事業の中で、システム開発やマッチングアプリの企画運営などの事業にも注力していくことといたしました。

当社グループは、前連結会計年度において売上高が著しく減少し、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことに加え、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなりました。当連結会計年度におきましても、引き続き売上高が著しく減少し、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなりました。これらの状況により継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループは当該状況を早急に解消するため、以下の施策を実施してまいります。

フィンテック事業につきましては、前連結会計年度より仮想通貨交換所の運営事業及び仮想通貨のマイニング事業等からなるフィンテック事業に新規参入し、経営資源を集中させたものの、仮想通貨の流通量の減少及び市場価値低迷等の影響により、想定した結果を出すに至りませんでした。当社グループでは、当連結会計年度において、2019年1月にマイニング事業からは撤退し、日本で開設を予定していた仮想通貨交換所に関しても、その予定を取りやめ、コスト削減を図ります。今後は、今まで培ってきた仮想通貨に関連するノウハウを活用し、香港・シンガポールを中心として仮想通貨のICO（Initial coin offering）^{*1}やSTO（Security token offering）^{*2}等に係る技術的サポートやコンサルティング事業に注力して参ります。

※1：企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為

※2： 予めSecurity（証券）の要件に合致するコインを電子的に発行し、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為

システムソリューション事業では、新規システム開発案件の取得やマッチングアプリの企画運営事業などを開始いたします。そのため、新規パートナーの開拓及び既存パートナーとの更なるビジネス連携強化に努め、社会的ニーズに対応する技術や製品のための研究開発を強化し、付加価値の高い製品やITソリューションを提供してまいります。

アイラッシュケア事業では、スタッフの商品知識とお客様ニーズに合った提案力を高め、顧客コミュニケーション能力、販売力の向上を図るとともに新サービス紹介やエクステデザインの提案等をSNSで情報発信することにより店舗への来店喚起を強化してまいります。また、既存の国内事業の立て直しを図り、人事制度や商品仕入先の見直し、経費の削減等を推し進めてまいります。

これら今後必要となる事業資金の確保については、資金調達で得た資金や手許資金の他、必要に応じた新たな資金調達を検討することで対応してまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも相変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第17期 2016年2月期	第18期 2017年2月期	第19期 2018年2月期	第20期 (当連結会計年度) 2019年2月期
売上高(千円)	9,322,673	4,955,343	1,034,520	618,794
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	22,873	△289,525	△198,446	△510,243
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	21,645	△459,162	△518,827	△1,111,887
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	6.55	△120.98	△97.89	△155.75
総資産(千円)	4,842,349	3,473,196	775,450	576,081
純資産(千円)	1,360,120	1,248,795	543,605	506,959
1株当たり純資産額(円)	210.53	137.27	86.81	59.97

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の比率	主な事業内容
株式会社ビットワン	135,000千円	100.0%	フィンテック事業
株式会社マイニングワン	10,000千円	100.0%	
FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD.	1シンガポールドル	100.0%	
BIT ONE HONG KONG LIMITED	400万香港ドル	85.0%	
エムアンドケイ株式会社	60,265千円	100.0%	アイラッシュケア事業
株式会社クロスワン	8,000千円	100.0%	システムソリューション事業

(注) 1. FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD. は、2018年2月に設立しております。

2. BIT ONE HONG KONG LIMITEDは、2018年1月に設立しております。

3. 2019年3月1日付でエムアンドケイ株式会社は、株式会社ブロケアラボに商号変更しました。

4. 株式会社クロスワンは、2018年11月に設立しております。

5. 前連結会計年度末において連結子会社であったPlurecil Holdings Limitedについては、ZHAO BAO INVESTMENT LIMITEDに2018年4月15日付で当社保有株式をすべて譲渡したため、当連結会計年度において連結子会社から除外しております。

③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2019年2月28日現在)

事業区分	主要サービス
フィンテック事業	仮想通貨交換所の運営、仮想通貨に関するコンサルティング
システムソリューション事業	コンサルティング、システムインテグレーション、ソフトウェア開発、ソフトウェアプロダクト販売
アイラッシュケア事業	まつげエクステンションサロン運営、まつげエクステンションスクール運営、化粧品の販売

(8) 主要な営業所 (2019年2月28日現在)

① 本社 東京都新宿区四谷四丁目32番4号

② 子会社

株式会社ビットワン	東京都新宿区
株式会社マイニングワン	沖縄県那覇市
FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
BIT ONE HONG KONG LIMITED	中国・香港
エムアンドケイ株式会社	東京都目黒区
株式会社クロスワン	東京都千代田区

(9) 従業員の状況 (2019年2月28日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
75名	20名減

(注) 上記人数は、就業人数であり、臨時雇用者1名は含まれていません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10名	2名減	47.5歳	3.8年

(注) 従業員数に、従業員兼務役員2名は含まれていません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2019年2月28日現在）

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 11,500,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,081,987株 |
| (3) 株主数 | 5,717名 |
| (4) 大株主の状況（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
KGI ASIA LIMITED-C LIENT ACCOUNT	735,000株	9.1%
古 西 大 輔	189,300株	2.3%
本 田 信 昭	93,000株	1.1%
松井証券株式会社	88,700株	1.1%
安田健康産業株式会社	85,500株	1.0%
桑 畑 佐 登 美	70,000株	0.8%
広 瀬 和 也	69,000株	0.8%
日本証券金融株式会社	60,100株	0.7%
明和証券株式会社	55,000株	0.6%
楽天証券株式会社	49,900株	0.6%

(注) 当社は、自己株式数38,400株を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
2013年5月30日開催の定時株主総会の決議によるもの

(2019年2月28日現在)

- ・新株予約権の数 50個
- ・目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,000株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使期間 2015年7月25日から2023年7月24日まで
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	50個	普通株式 5,000株	1名
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—	—
取締役（監査等委員）	—	—	—

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	高橋秀行	(株)ビットワン 代表取締役 エムアンドケイ(株) 代表取締役
取締役	村山雅経	管理部長
取締役	石橋雄一	(株)ビットワン 取締役
取締役	Lo Wah Wai (盧華威)	BMIグループ会長・取締役
取締役(監査等委員)	松本剛	CROSS M合同会社 代表
取締役(監査等委員)	堤田健二	堤田税務会計事務所 所長
取締役(監査等委員)	松本敏	医療法人鉄薫会 顧問

- (注) 1. 取締役Lo Wah Wai氏、堤田健二氏、松本剛氏及び松本敏氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しているため、常勤の監査等委員を選定していません。
3. 監査等委員堤田健二氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、松本剛氏、堤田健二氏、松本敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2018年5月30日開催の第19回定時株主総会において取締役(監査等委員)に松本剛氏及び松本敏氏が新たに選任され、就任いたしました。
6. エムアンドケイ(株)は、(株)プロケアラボに2019年3月1日付で商号変更いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間において、会社法第423条第1項の規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、監査等委員である取締役全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項で定める額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

取締役(監査等委員を除く) 3名 11,520千円(うち社外取締役 一名 一千元)

取締役(監査等委員) 3名 3,600千円(うち社外取締役 3名 3,600千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第17回定時株主総会において年額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、また、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第17回定時株主総会において年額100百万円以内、また、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
取締役	Lo Wah Wai (盧華威)	BMIグループ	会長・取締役	当社と兼職先の間に重要な取引はありません。
取締役 (監査等委員)	松本 剛	CROSS M合同会社	代表	当社と兼職先の間に重要な取引はありません。
取締役 (監査等委員)	堤田 健二	堤田税務会計事務所	所長	当社と兼職先の間に重要な取引はありません。
取締役 (監査等委員)	松本 敏	医療法人鉄薫会	顧問	当社と兼職先の間に重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	Lo Wah Wai (盧華威)	当期開催の取締役会22回のうち8回に出席し、必要に応じ適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	松本 剛	就任後の当期開催の取締役会15回すべてに出席し、また、当期開催の監査等委員会3回すべてに出席し、必要に応じ適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	堤田 健二	当期開催の取締役会22回すべてに出席し、また、当期開催の監査等委員会6回すべてに出席し、必要に応じ適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	松本 敏	就任後の当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、当期開催の監査等委員会3回のうち2回に出席し、必要に応じ適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 監査法人アリア

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,375千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,375千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である監査法人アリアは、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

悪意又は重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度となります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合は、監査等委員全員の同意による監査等委員会の決議により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当社監査等委員会は、その事実に基づき検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、その旨を株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 役職員が法令、定款及び社内規程を遵守し、誠実に行動し、業務遂行するために、取締役会は全職員を対象とするコンプライアンス基本規程を制定する。
- ロ. コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置する。
- ハ. コンプライアンスの推進については、コンプライアンス基本規程に基づき、教育・研修会を適宜開催する。
- ニ. 当社の役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、コンプライアンス委員会に通報する制度を設ける。
- ホ. 当社及び当社グループは、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力に対しては、一切の取引を行わず、組織的な対応を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行及び意思決定に係る情報の記録や文書は、保存及び廃棄等の管理方法を法令及び文書管理規程に基づき、適切に管理し、関連規程は必要に応じて適宜見直し、改善を図る。
- ロ. 取締役、監査等委員である取締役及び会計監査人から閲覧要請があった場合は、速やかに対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理は、社長が対策責任者となる担当取締役を任命し、必要に応じ委員会やプロジェクトチームを設置しリスクを管理する。経営上のリスクを総合的に分析、把握を行い、顧問弁護士等外部アドバイザーと共に対応を行い、そのリスクの軽減に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行うと共に、更に迅速な意思決定が必要な場合は、臨時取締役会を適宜開催し、取締役会規程に基づく職務権限及び意思決定に適正かつ効率的に職務を執行することとする。

- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の子会社については、グループ運営体制を整備すると共にグループ管理体制を構築し、グループ会社に対して監査及び経営指導を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。
 - ロ. 主要な子会社の取締役又は取締役である監査等委員は当社から派遣し、法令及び社内規程に基づき、経営管理、経営指導にあたる。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する体制ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性を確保するための体制
- イ. 監査等委員会が監査職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、適切な人材を配置する。
 - ロ. 監査職務を補助すべき使用人は監査等委員からの指揮・命令に関して、監査等委員でない取締役等の指揮・命令を受けないものとする。
 - ハ. 当該使用人は取締役から独立して機能し、人事考課、人事異動は監査等委員会の同意を得た上で決定する。
- ⑦ 監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制ならびに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 各監査等委員は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会に出席する他、経営会議、その他重要な会議に出席し、意見を述べる事が出来る。
 - ロ. 取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令違反または定款違反の事実が発生したときは直ちに監査等委員会へ報告する。
 - ハ. 監査等委員会への報告を行った当社および子会社の取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 当社の監査等委員の職務について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する体制
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必

要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - ロ. 取締役は、監査等委員会の職務執行にあたり、監査等委員会が必要と認めるときは、監査法人、顧問弁護士等と緊密な連携を図ることが出来る環境を整備する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他の関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役4名）で構成し、原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定をするとともに、業務執行の決定、取締役間の意思疎通を図り、相互に職務執行の監督を行いました。また、社外取締役は独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行い、適宜、意見を述べております。

② 監査等委員の職務執行

当社の監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき、監査を実施するとともに、取締役会の他、重要な会議にも参加し、取締役の職務執行に適切な監視をできる体制をとっております。会計監査人とも連携し、内部統制の整備運用状況や会計監査についても意見交換を行っております。

③ グループ管理体制

子会社の取締役又は監査役を兼任した当社の取締役等が、当該子会社の取締役会の他、重要な会議に出席し、業務執行状況の監督実施を行い、子会社の取締役が、当社の取締役会及び経営会議に出席し、子会社の職務執行状況について報告を行っております。

④ コンプライアンスの状況

「ビットワングループ・グループ会社企業倫理法令遵守規範」やその他の社内規則・規程は、常に社内にて閲覧可能な状態にあり、法令遵守した適正な業務活動を行うよう、すべての新入社員及び中途採用社員に対して教育指導等を実施いたしました。

また、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取り組むため、当社は「内部通報規程」により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

⑤ リスク管理体制

「リスク管理規程」を定め、必要に応じて「リスク管理委員会」を設置し、事業上のリスク管理に関する方針の決定ならびにリスク管理体制の整備、構築を行っております。

また、重大な危機が生じた場合には、社長を統括責任者とする危機対策本部を設置し、迅速な初動態勢をとるとともに機動的かつ適切な対策を策定、実行するものとしております。

⑥ 内部監査の実施について

内部監査担当チームが作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(注) この事業報告における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	560,447	流 動 負 債	55,163
現金及び預金	386,260	買 掛 金	4,965
受取手形及び売掛金	57,579	未 払 金	21,928
商 品 及 び 製 品	56,585	未 払 法 人 税 等	5,706
仕 掛 品	1,080	そ の 他	22,563
前 払 費 用	30,405	固 定 負 債	13,958
そ の 他	62,238	退職給付に係る負債	13,701
貸 倒 引 当 金	△33,702	そ の 他	256
固 定 資 産	15,633	負 債 合 計	69,121
投資その他の資産	15,633	純 資 産 の 部	
破 産 更 生 債 権 等	152,729	株 主 資 本	483,909
そ の 他	15,633	資 本 金	2,009,711
貸 倒 引 当 金	△152,729	資 本 剰 余 金	1,601,735
資 産 合 計	576,081	利 益 剰 余 金	△3,068,543
		自 己 株 式	△58,994
		その他の包括利益累計額	△1,571
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,571
		新 株 予 約 権	25,322
		非 支 配 株 主 持 分	△700
		純 資 産 合 計	506,959
		負 債 純 資 産 合 計	576,081

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2018年3月1日
至 2019年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		618,794
売 上 原 価		205,055
売 上 総 利 益		413,738
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		894,099
営 業 損 失		480,360
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	179	
受 取 配 当 金	0	
為 替 差 益	469	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	7,068	
違 約 金 収 入	28,000	
そ の 他	2,872	38,589
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,019	
仮 想 通 貨 差 損	3,735	
支 払 手 数 料	56,329	
そ の 他	6,387	68,472
経 常 損 失		510,243
特 別 利 益		
子 会 社 株 式 売 却 益	32,968	32,968
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
固 定 資 産 売 却 損	70	
減 損 損 失	638,015	
そ の 他	700	638,785
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		1,116,060
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,324	4,324
当 期 純 損 失		1,120,385
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		8,498
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		1,111,887

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年3月1日)
(至 2019年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,484,207	1,076,231	△1,960,218	△58,994	541,226
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	525,504	525,504			1,051,009
親会社株主に帰属する 当期純損失			△1,111,887		△1,111,887
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			3,561		3,561
当期変動額合計	525,504	525,504	△1,108,325	-	△57,316
当 期 末 残 高	2,009,711	1,601,735	△3,068,543	△58,994	483,909

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非 支 配 株主持分	純資産合計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△957	△957	3,337	-	543,605
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					1,051,009
親会社株主に帰属する 当期純損失					△1,111,887
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△613	△613	21,984	△700	24,231
当期変動額合計	△613	△613	21,984	△700	△36,646
当 期 末 残 高	△1,571	△1,571	25,322	△700	506,959

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年4月26日

株式会社ビットワングループ
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 山中 康之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビットワングループの2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビットワングループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度及び当連結会計年度において、売上高が著しく減少し、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第20期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月26日

株式会社ビットワングループ 監査等委員会

監査等委員 松本 剛 (印)

監査等委員 堤田 健二 (印)

監査等委員 松本 敏 (印)

(注) 監査等委員松本剛、堤田健二、松本敏は会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	297,391	流 動 負 債	61,355
現金及び預金	267,090	買掛金	3,848
売掛金	16,214	未払金	42,499
仕掛品	1,080	未払法人税等	950
前払費用	2,052	未払消費税等	5,726
未収入金	70,546	前受金	135
その他	17,009	預り金	8,196
貸倒引当金	△76,602	固 定 負 債	398,874
固 定 資 産	553,233	関係会社長期借入金	385,773
投資その他の資産	553,233	退職給付引当金	13,101
関係会社株式	727,244	負 債 合 計	460,230
関係会社長期貸付金	723,548	純 資 産 の 部	
差入保証金	264	株 主 資 本	365,072
破産更生債権等	152,729	資 本 金	2,009,711
その他	10	資 本 剰 余 金	1,601,735
貸倒引当金	△876,277	資 本 準 備 金	1,025,911
投資損失引当金	△174,285	その他資本剰余金	575,824
資 産 合 計	850,625	利 益 剰 余 金	△3,187,380
		その他利益剰余金	△3,187,380
		繰越利益剰余金	△3,187,380
		自 己 株 式	△58,994
		新 株 予 約 権	25,322
		純 資 産 合 計	390,394
		負 債 純 資 産 合 計	850,625

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年3月1日)
(至 2019年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		201,482
売 上 原 価		87,289
売 上 総 利 益		114,193
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		156,681
営 業 損 失		42,488
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,953	
為 替 差 益	801	
雑 収 入	1,656	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	7,057	
違 約 金 収 入	28,000	
そ の 他	253	42,722
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,452	
支 払 手 数 料	56,329	61,782
経 常 損 失		61,547
特 別 利 益		
子 会 社 株 式 売 却 益	46,064	46,064
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,347	
子 会 社 株 式 評 価 損	230,369	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	174,285	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	800,076	1,206,078
税 引 前 当 期 純 損 失		1,221,562
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△2,643
当 期 純 損 失		1,218,918

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年3月1日)
(至 2019年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,484,207	500,407	575,824	1,076,231
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	525,504	525,504		525,504
当 期 純 損 失				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	525,504	525,504	-	525,504
当 期 末 残 高	2,009,711	1,025,911	575,824	1,601,735

(単位：千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	△1,968,462	△1,968,462	△58,994	532,982	3,337	536,319
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行				1,051,009		1,051,009
当 期 純 損 失	△1,218,918	△1,218,918		△1,218,918		△1,218,918
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-	21,984	21,984
当 期 変 動 額 合 計	△1,218,918	△1,218,918	-	△167,909	21,984	△145,924
当 期 末 残 高	△3,187,380	△3,187,380	△58,994	365,072	25,322	390,394

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年4月26日

株式会社ビットワングループ
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員	公認会計士	茂木秀俊	Ⓔ
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	山中康之	Ⓔ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビットワングループの2018年3月1日から2019年2月28日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度及び当事業年度において、売上高が著しく減少し、営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、必要に応じて重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月26日

株式会社ビットワングループ 監査等委員会

監 査 等 委 員 松本 剛 (印)

監 査 等 委 員 堤田 健二 (印)

監 査 等 委 員 松本 敏 (印)

(注) 監査等委員松本剛、堤田健二、松本敏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社現行定款の一部を以下のとおり変更したいと存じます。

(1) 業務の効率化を図るため、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都新宿区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、本変更につきましては2019年7月1日に効力を発生することとし、その旨の附則を設けるものであります。

(2) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を32,000,000株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則 (本店の所在地)	第1章 総 則 (本店の所在地)
第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。	第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。
第2章 株 式 (発行可能株式総数)	第2章 株 式 (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>11,500,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>32,000,000株</u> とする。
(新 設)	附則 <u>本定款第3条（本店の所在地）の変更は、2019年7月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ きむら じゅんいち 木村 淳一 (1972年4月21日生)	1997年10月 (株)ソフィア (現株カスタネット) 2011年5月 当社入社 2016年12月 (株)ビットワン取締役 (現任) 2018年1月 (株)マイニングワン代表取締役 BIT ONE HONG KONG LIMITED Director (現任) 2018年2月 FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD. Director (現任) 2018年11月 (株)クロスワン取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ビットワン取締役 FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD. Director BIT ONE HONG KONG LIMITED Director (株)クロスワン取締役	0株
	(取締役候補者とした理由) 木村淳一氏は、海外フィンテック業務や海外企業との交渉経験があり、かつ、システムソリューション事業にも精通しております。来期（第21期）以降の当社グループは、海外におけるフィンテック事業を継続しつつ、システムソリューション事業にも注力していく方針であるため、このような方針の下、グループ経営全体を通じた多面的な視点を経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	むらやま まさのり 村山雅経 (1966年8月30日生)	1996年2月 ㈱リムネット入社	500株
		2000年8月 ㈱ディーエス・インタラクティブ (現㈱Xenlon) 入社	
2004年6月 当社入社			
2005年3月 当社ビジネスサポートグループマネージャー			
2006年5月 当社取締役ビジネスサポートグループ統括マネージャー			
2007年5月 当社取締役管理部長 (現任)			
2017年9月 ㈱ビットワン取締役 (現任)			
2018年5月 エムアンドケイ㈱ (現㈱プロケアラボ) 監査役 (現任)			
2018年11月 ㈱クロスワン取締役 (現任)			
(取締役候補者とした理由) 村山雅経氏は、長年にわたり取締役として管理部門等における卓越した見識・実績を有し、当社グループにおける経営陣の一角を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの管理部長等の経験を通じ、培った優れた経営手腕に鑑みて、引き続き取締役候補者いたしました。			
3	※ しみず たけし 清水武志 (1967年5月13日生)	2001年9月 ㈱J D コーポレーション代表取締役 (現任)	0株
		2011年9月 TMブランニング㈱代表取締役	
2012年5月 当社取締役			
(取締役候補者とした理由) 清水武志氏は、過去に4年間当社の取締役及びグループ会社での代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、当社の取締役としての取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	ろー わー わい Lo Wah Wai (盧華威) (1963年9月17日生)	1986年7月 デロイト・トーマツ入社 1994年5月 シャンハイ・インターナショナル・キャピタル(香港)入社 1995年10月 BMIグループ会長・取締役(現任) 2001年4月 有限会社中国再生医学インターナショナル取締役 2004年9月 有限会社中国投資基金国際ホールディングス取締役 有限会社領航医薬生物科技取締役 南南資源実業有限会社取締役 有限会社瑞鑫インターナショナルホールディングス取締役 2007年7月 有限会社重慶機電取締役(現任) 2011年8月 天福ホールディングス取締役(現任) 2017年5月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) BMIグループ会長・取締役	0株
(社外取締役候補者とした理由) Lo Wah Wai氏は、香港・中国を中心とするファイナンシャルグループBMI Groupのオーナーであり、過去800社もの上場を支援した実績があります。加えて香港公認会計士、米国公認会計士、ISACA協会員等の肩書を有しており、その豊富な経験及び識見をもとに、当社の現状の課題の対応に関して適切な助言をいただくことで、当社の経営体制が更に強化できるものと期待されることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

- (注)
- ※は新任の取締役候補者であります。
 - 各候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。
 - 候補者Lo Wah Wai氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は、現在社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役松本剛氏及び松本敏氏は辞任いたしますので、新たに監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ う え だ た つ み 上 田 達 臣 (1967年9月19日生)	1993年5月 地産トーカン㈱ 1996年10月 日本綜合地所㈱ 2005年2月 (有)ウエダオフィス取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱ウエダオフィス取締役	0株
	(社外取締役候補者とした理由) 上田達臣氏は、長年にわたり(有)ウエダオフィスにおいて取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、当社の経営に対しても適切に指導及び監査をしていただけるものと判断いたし、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。		
2	※ さ と う せ い 佐 藤 生 (1970年7月28日生)	2004年10月 弁護士登録 東京合同法律事務所 2014年12月 文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室支援員上席和解仲介専門官 2016年8月 池袋若松法律事務所設立 代表弁護士(現任) (重要な兼職の状況) 池袋若松法律事務所代表弁護士	0株
	(社外取締役候補者とした理由) 佐藤生氏は、弁護士としての専門的な知識を有しており、弁護士事務所の経営者経験と企業法務に精通していることから、当社の経営に対して適切な指導及び監査をして頂けるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。		

- (注)
- ※は新任の取締役候補者であります。
 - 各候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。
 - 候補者上田達臣、佐藤生の両氏は社外取締役候補者であります。
 - 当社は、上田達臣、佐藤生の両氏の選任が原案どおり承認可決された場合、独立役員として指定し同取引所に届出をする予定であります。
 - 当社と上田達臣、佐藤生の両氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当社との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結する予定であります。

以上

<メモ欄>

第20回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷 5階 穂高の間
(私学会館)
電話 (03) 3261-9921 (代表)



【最寄駅】・ J R : 総武線「市ヶ谷駅」 徒歩2分

- ・ 地下鉄 : 東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」
1 またはA1 出口 徒歩2分
- ・ 地下鉄 : 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」
A1 またはA4 出口 徒歩2分